

全 員 協 議 会 会 議 次 第

日 時：令和6年9月24日

本会議終了後

場 所：全員協議会室

1 開 会

2 協議事項

(1) 公の施設における使用料等の見直しについて（資料No.1）【 総務部 】 本会議終了後から 15 分

(2) 市営合葬式墓地の整備について（資料No.2）【 市民生活部 】 (1)終了後から 15 分

公の施設における使用料等の見直しについて

1 目 的

市の施設については、適切な維持管理や必要なサービスが提供できるよう、定期的の使用料等の見直しを行ってまいりました。

現状、物価高や燃料費高騰など社会経済情勢の影響を大きく受け、指定管理施設の一部では運営に支障をきたしています。

このため、今後も健全な施設運営を行っていくとともに、受益者負担の公平性を確保するため、使用料等の見直しを進めてまいります。

2 検討が必要な項目

- (1) 施設運営費関連 施設の利用料、使用料等
- (2) 手数料関連 特定の者のためにする事務について徴収する手数料

3 各課検討結果

(1) 使用料等改定予定の有無

区分	件数
有	7 件
無	35 件
合 計	42 件

(2) 改定予定の使用料等

課・係名	条例名称・内容等
市民課市民係	【条例名称】 ○東御市手数料条例 【改定内容】 ・印鑑登録証（カード）の交付手数料 【改定理由】 ・物価高騰及び他市町村との均衡を図るため
商工観光課観光係	【条例名称】 ○東御市農業農村施設活性化施設条例 ○東御市温泉複合施設条例 ○東御市温泉コミュニティーセンター条例 ○東御市芸術むら公園条例 ○東御市海野宿滞在型交流施設条例 ○東御市海野宿観光施設条例

	【改定内容】 ・入館料、利用券、宿泊費 【改定理由】 ・物価高騰、燃料費高騰、最低賃金引上げなどにより、指定管理者による施設運営に支障をきたしているため。
--	---

(3) 改定予定「無し」の場合、その理由

検討結果の理由	件 数
①法令等で規定されているため	2 件
②他市町村または類似施設との均衡を図るため	20 件
③原価計算したが改定の必要がないと判断したもの	8 件
④過去 3 年以内に料金改定済みのため	1 件
⑤その他	4 件
合 計	35 件

4 検討スケジュール

日 程	手続き
令和 6 年 9 月～	各課で改定案の検討
11 月	東御市まちづくり審議会へ諮問（→答申）
12 月	12 月議会に改正案の上程
令和 7 年 1 月～	改定料金等の周知
4 月	施行

市営合葬式墓地について

1 市営墓地検討の経緯

- | | |
|----------------------|---|
| ・平成10年～12年 | 旧東部町において、「研究委員会」、「アンケート調査」で検討。 |
| ・平成17年～18年 | 合併後、庁内にて検討。 |
| ・令和2年度 | 「市民まちづくり会議」から提案書が提出される。 |
| ・令和3年10月 | 「東御市墓地のあり方検討委員会(10名)」を設置する。 |
| ・令和4年9月28日 | 「東御市墓地のあり方検討委員会」から提言書が提出される。 |
| ・令和5年2月 | 「東御市市営合葬式墓地建設庁内検討員会」を設置する。 |
| ・令和5年5月30日 | 「東御市まちづくり審議会」に諮問し、答申を得る。 |
| ・令和5年12月 | 「東御市市営合葬式墓地建設庁内検討員会」にて「東御市市営合葬式墓地整備の方針(案)」を策定する |
| ・令和6年2月15日
～3月15日 | パブリックコメントの実施 |
| ・令和6年5月1日 | 東御市市営合葬式墓地整備の方針の決定 |

2 東御市市営合葬式墓地整備の方針

1 目的

近年は、少子高齢化や核家族化に伴う家族観の変化等により、墓地のニーズも多様化し、墓地の継承についての問題を抱える人たちが増えるなか、令和6年度以降に市営の合葬式墓地を整備するとともに、福祉的な施策を組み合わせ、市民の安心に寄与することを目的とする。

2 使用要件

- (1)市内在住で墓地のない者
- (2)市内在住で既存の墓地はあるが管理ができない者
- (3)市内在住で引き取り手がいない者
- (4)その他市長が認める者

3 選定地要件

- (1)市有地であることを基本とする
- (2)面積は3,000㎡未満

4 施設概要

構造 鉄筋コンクリート造平屋(地下カロート※)
延床面積 16㎡～20㎡ 敷地面積:3,000㎡未満
収容体積 $2.0\text{m} \times 2.0\text{m} \times 1.0\text{m} = 4\text{m}^3$
収容体数 500～700体

5 整備期間

令和6年度～7年度(予定)

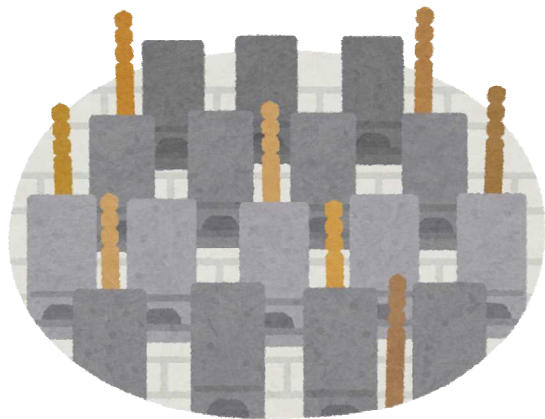
6 今後の予定

令和6年度上半期:候補地決定
令和6年度下半期:設計委託
令和7年度 :建設

3 合葬式墓地とは

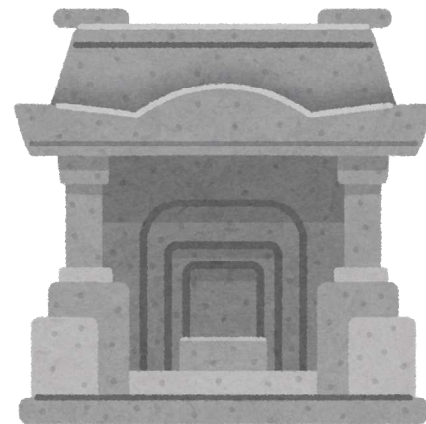
従来のお墓

- ・家や親族単位で墓石を建て埋蔵する。



合葬式墓地

- ・複数の焼骨を合同で埋蔵する。

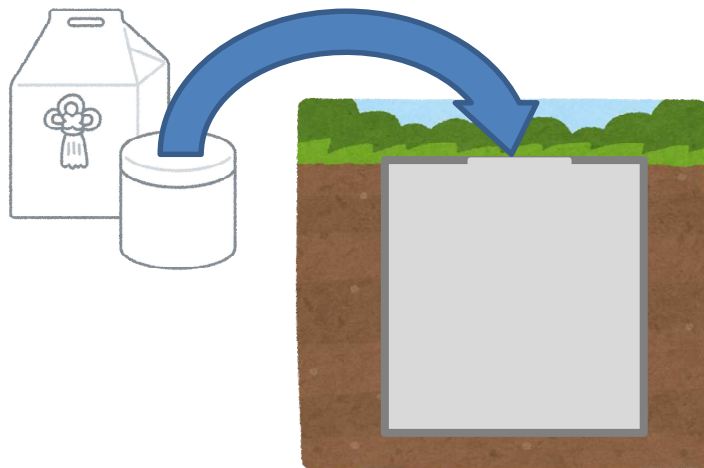


4 地下カロートとは

カロートとは遺骨を納める場所を意味しています。

市では、骨壺等の容器から取り出した遺骨のみを、地下に設置したカロートにまとめて埋蔵する方式を考えています。

複数の遺骨を一か所で埋蔵するため、後から個人の遺骨を判別することはできません。



※地下カロートイメージ

5 個別納骨について

市営合葬式墓地は、地下カロートにまとめて埋蔵する方式を基本と考えていますが、行旅死亡人や身寄が分からなく、納骨時点では引き取り手のわからない方等への対応として、一定期間棚やロッカーに、骨壺等の容器に入った状態で個別にお預かりをする「個別納骨」も必要であると考えています。



・高峰聖地公園合葬式墓地の内部(小諸市)

6 使用要件について

- ・市内在住で墓地のない者
移住者の方等で、自分が入るお墓がない方を想定しています。
- ・市内在住で既存の墓地はあるが管理ができない者
先祖代々のお墓はあるが、今後の管理が難しく墓じまい等を行う方を想定しています。
※まずは、所有者とお寺等の調整を最優先で行っていただく事が重要と考えています。
- ・市内在住で引き取り手がいない者
身寄りがおられない方、身寄りが判明しない方などを想定しています。
- ・市長が特に認める者
行旅死亡人等を想定しています。

7 運用等について(予定)

(1) 設計

- ・構築物及び敷地について、周囲に溶け込み、違和感のない形状を目指す。
- ・焼香台、献花台及び墓誌(名板)等については設置しない。

(2) 運用

- ・埋蔵は焼骨のみに限定する。
- ・市では供養等の宗教的儀式は行わない。

※予定のため、決定ではございません。

8 他市の合葬式墓地



・東山霊園合葬式墳墓(合葬墓)(塩尻市)



・潮見坂平和記念公園合葬式墓地(春日井市)



・高峰聖地公園合葬式墓地(小諸市)